

## 4.公害のないさわやかなまちをつくる

### 【私たちの行動計画】

私たちは、私たちが行う事業活動や日常活動が、他の人々や環境に迷惑をかけたたり、負荷を与えたりしないように常に配慮して、公害などを出さないようにしていきます。

そのことによって、私たちは、私たちの杉並のまちを、さわやかな空気に満ち、清らかな水が流れ、騒音などのない安全で快適なまちに変えていきます。

## 大気汚染を防ぐ

### 1 大気汚染の状況を調べる

計画事業名	大気汚染常時測定調査の充実	計画事業 087
計画事業の内容	<p>硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素などの大気汚染物質濃度を常時測定し、大気汚染防止のための基礎資料を収集しているが、より精度を高めるため、測定局の増設をはかる。</p> <p>また、浮遊粒子状物質中に含まれる重金属について、定期的に調査・分析を行う。</p>	
14年度末における事業の実施状況	<p>常時測定局の設置及び測定項目（14年度、区設置分）</p> <p>区役所前 7項目 富士見丘 8項目 高円寺 4項目 久我山苗圃 1項目</p>	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	<p>【継続事業】</p> <p>測定局の見直し、定期的な調査・分析を行う。</p>	
現行環境基本計画（行政の具体的取組）『事業名』行政の取組内容	<p>『大気汚染常時測定調査の充実』&lt; - 2 - 1 P40&gt;</p> <p>硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素などの大気汚染物質濃度を常時測定しているが、その精度を高めるため、測定局の見直しを図る。また、浮遊粒子状物質中に含まれる重金属について、定期的に調査・分析を行う。</p>	

計画事業名	自動車排出ガス測定調査の実施	計画事業 088
計画事業の内容	<p>自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握し、大気汚染防止のための基礎資料とするため、引き続き、主要交差点や幹線道路沿いにおける窒素酸化物濃度の1か月連続測定や、簡易測定法による二酸化窒素の調査・分析を行う。</p>	
14年度末における事業の実施状況	<p>測定調査の実施（14年度）</p> <p>窒素酸化物連続測定 20地点、約1か月間実施 二酸化炭素簡易測定 20地点、年4回実施</p>	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	<p>【継続事業】</p> <p>引き続き、測定調査を実施する。</p>	
現行環境基本計画（行政の具体的取組）『事業名』行政の取組内容	<p>『自動車排出ガス測定調査の実施』&lt; - 2 - 1 P40&gt;</p> <p>自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握し、大気汚染防止のための基礎資料とするため、引き続き、主要交差点や幹線道路沿いにおける窒素酸化物濃度の1か月連続測定や、簡易測定法による二酸化窒素の調査・分析を行う。</p>	

計 画 事 業 名	自動車交通量調査の実施	計画事業 089
計画事業の内容	区内主要道路における交通量を調査し、自動車公害の防止、道路交通対策の基礎資料とする。	
14年度末における事業の実施状況	自動車公害防止関係 隔年で交通量調査を実施（13年度実施） 道路交通対策関係 5年ごとに交通量調査を実施（11年度実施）	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 引き続き、調査を実施する。	
現行環境基本計画 (行政の具体的取組) 『事業名』 行政の取組内容	『自動車交通量調査の実施』< - 2 - 1 P40> 区内主要道路における交通量を調査し、自動車公害の防止、道路交通対策の基礎資料とする。	

計 画 事 業 名	酸性雨測定調査の充実	計画事業 090
計画事業の内容	現在、区役所に降雨のpHと導電率を測る測定器を設置して酸性雨の状況を調査しているが、さらに、測定場所の増設をはかる。	
14年度末における事業の実施状況	継続して測定調査 測定器の設置 区役所前1か所	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 引き続き、区役所前に測定器を設置し、酸性雨の状況を調査する。	
現行環境基本計画 (行政の具体的取組) 『事業名』 行政の取組内容	『酸性雨測定調査の実施』< - 2 - 1 P40> 現在、区役所に降雨のpHと導電率を測る測定器を設置して酸性雨の状況を調査している。	

## 2 自動車による大気汚染を防ぐ

計画事業名	庁有車の使用抑制、低公害車への転換促進	計画事業 091
計画事業の内容	<p>庁有車の使用をできるかぎり自粛・抑制する。とくに、大気拡散が減少する冬季においては、使用の抑制を強化する。</p> <p>庁有車の買い替えなどにあたっては、将来の動向をふまえ、代替可能なものから都指定の低公害車を導入していく。</p> <p>また、清掃事業の区移管にともない、現在東京都で行っている試行テストの結果を見て、清掃車への低公害車の導入を検討していくほか、送迎用福祉バスなどの委託使用車についても、都指定低公害車への転換を要請する。</p>	
14年度末における事業の実施状況	<p>冬季の庁有車使用の抑制（水曜日） 13年6月からは年間を通じ庁有車使用の抑制（水曜日）</p> <p>庁有車（ごみ収集車以外）における低公害車の導入</p> <p>14年度末現在 低公害車割合 35%</p> <p>ごみ収集車における LPG 車・天然ガス車の導入</p> <p>14年度末現在 低公害車割合 97%</p> <p>環境マネジメントシステムの運用において、「庁有車等への低公害車導入手順書」を策定し、低公害車の計画的な導入を推進（13年度～）</p> <p>区への物品配送等における原則低公害車使用の働きかけ（14年度～）</p>	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	<p>【継続事業】</p> <p>低公害車への転換を区が率先して行う。また、年間を通じて庁有車の使用を抑制する。</p>	
現行環境基本計画（行政の具体的取組）『事業名』行政の取組内容	<p>『庁有車の使用抑制、低公害車への転換促進』&lt; - 2 - 2 P42&gt;</p> <p>平成13年6月から毎週水曜日をノーカーデーと定め、庁有車の使用をできる限り自粛・抑制し、光化学スモッグの原因となるNO<sub>x</sub>の排出を減少させる。</p> <p>また、庁有車の買い替え時は、国土交通省及び東京都指定の低公害車を導入していくほか、区へ物品納入・配送を行う業者にも、低公害車使用を要請していく。</p>	

計画事業名	窒素酸化物等の規制強化の要請	計画事業 092
計画事業の内容	<p>東京都は「東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画」に基づき、自動車単体対策の強化など8項目にわたる対策を総合的に推進することとしているが、これらの対策の一層の強化を要請する。</p>	
14年度末における事業の実施状況	<p>機会を捉えて要請</p> <p>区の開設支援補助制度に基づき、CNGスタンド1所開設（15年3月）</p>	
事業の進捗状況	【計画以上に進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	<p>【継続事業】</p> <p>計画上、「国・都等への要請事項」として整理。必要に応じ、機会を捉えて要請する。</p>	
現行環境基本計画（行政の具体的取組）『事業名』行政の取組内容	<p>（参考）</p> <p>国・都等への要請事項</p> <p>『窒素酸化物等の規制強化の要請』&lt;P136&gt;</p> <p>窒素酸化物等の大気汚染の改善のため、自動車の単体規制や環境基準による規制を強化するよう、要請する。</p>	

計 画 事 業 名	交通総量抑制・交通流円滑化対策等の要請	計画事業 093
計画事業の内容	物流や人流の抑制による自動車交通の総量抑制が、より実効ある対策となるように、国や東京都に要請する。 また、道路や交通システムの整備、駐車規制の強化などによる交通流円滑化対策の強化についても要請していく。	
14年度末における事業の実施状況	機会を捉えて要請	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 計画上、「国・都等への要請事項」として整理。交通システムの整備について、国や都に要請していくとともに、より効果的な対策を検討していく。	
現行環境基本計画 (行政の具体的取組) 『事業名』 行政の取組内容	(参 考) 国・都等への要請事項 『交通量抑制、交通流円滑化対策等の要請』<P136> 自動車公害の緩和のため、抜本的な対策として、交通総量の抑制や交通流円滑化対策等を要請する。	

計 画 事 業 名	道路構造等改善の要請	計画事業 094
計画事業の内容	道路の建設にあたっては、自動車排出ガスの低減や騒音・振動の防止に配慮した構造とするよう国と東京都に要請していく。 また、現在開発中の低濃度脱硝技術の早期実現を要請する。	
14年度末における事業の実施状況	杉並区内の国道・都道については、12年度より順次低騒音舗装に改修している。	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 計画上、「国・都等への要請事項」として整理。自動車公害の実態を踏まえ、必要に応じ、機会を捉えて要請する。	
現行環境基本計画 (行政の具体的取組) 『事業名』 行政の取組内容	(参 考) 国・都等への要請事項 『道路構造等改善の要請』<P136> 騒音・振動の低減や交通流の円滑化のため、低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置、交差点の改良等を要請していく。 (参 考) 『低騒音舗装の実施』<- 4 - 1 P52> 砕石とアスファルトを混合し隙間を大きくした低騒音舗装を実施することにより、車の走行音の低減化を図る。	

計 画 事 業 名	公共輸送機関整備の要請	計画事業 095
計画事業の内容	公共輸送機関の整備について、国や東京都、鉄道・バス事業者に要請していく。とくに、区内を南北につらぬくバス路線の整備やエイトライナーの実現を要請する。	
14年度末における事業の実施状況	南北バス「すぎ丸」の運行（12年11月～） 民間バス新規路線環境整備を支援し、松ノ木線延伸（14年6月～） エイトライナー促進活動の実施 ・エイトライナー促進大会 年1回 ・関係区・都との諸課題の検討	
事業の進捗状況	【計画以上に進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 バス事業者に対し、(国・都を含めた)行政が、区内南北交通路線の検討を働きかけるとともに、区からの計画立案も行っていく。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』行政の取組内容	『自動車交通量の抑制』< - 1 - 1 P18> 杉並区サイクルアクションプログラムを推進し、自転車を適正に利用するとともに、南北バス交通の拡充に努める。 『南北バス交通の拡充』< - 2 - 2 P42> 浜田山駅以南の新規路線などの運行を進める。 (参 考) 国・都等への要請事項 『公共輸送機関整備の要請』<P136> 自動車利用の抑制を推進するため、区民の足となる公共交通機関の整備の要請をする。	

計 画 事 業 名	徒歩・自転車利用環境の整備、要請	計画事業 096
計画事業の内容	自動車の使用を抑制するため、徒歩や自転車による移動がしやすい環境の整備を進める。このため、歩道や自転車道の整備を行い、また、国や東京都にも要請していく。さらに、自転車駐車を整備するほか、鉄道事業者や大規模店舗ビルなどに対しても、自転車駐車の設置を求める。	
14年度末における事業の実施状況	自転車駐車の整備（14年度末現況 33箇所、21,528台） 「杉並区サイクルアクションプログラム」の策定（14年7月） 歩道の拡幅整備の実施（都市計画道路等）	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して事業を実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』行政の取組内容	『自転車や徒歩、公共交通機関の利用環境の整備』< - 2 - 2 P42> 自動車の使用を抑制するため、徒歩や自転車による移動がしやすい環境の整備を進める。このため、歩道や自転車道の整備を行い、また、国や東京都にも要請していく。さらに、自転車駐車を整備するほか、鉄道事業者や大規模店舗ビルなどに対しても、自転車駐車の設置を求める。 (参 考) 国・都等への要請事項 『徒歩、自転車利用環境の整備、要請』<P136> 車社会から環境にやさしい交通体系への変換を促進するため、歩道の拡幅や自転車道の整備、自転車駐車の整備等を要請していく。	

計 画 事 業 名	区民、事業者の自動車使用抑制の啓発	計画事業 097
計画事業の内容	区民、事業者が、公共輸送機関の利用や物流の合理化・効率化などによって自動車の使用をできるだけ控えるよう、啓発を行う。 とくに、大気拡散が減少する冬期においては、自動車使用の抑制キャンペーンを強化する。 また、違法駐車等によって交通流を阻害することのないように啓発する。	
14年度末における事業の実施状況	「冬期自動車交通量対策」の実施 区民に対し、ポスター・懸垂幕の掲出、リーフレットの配布などにより啓発するとともに、事業者に対し自動車使用抑制を文書で要請	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して事業を実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』行政の取組内容	『区民・事業者の自動車使用抑制の啓発』< - 2 - 2 P42> 区民、事業者が、公共輸送機関の利用や物流の合理化・効率化などによって自動車の使用をできるだけ控えるよう、啓発を行う。 とくに、大気拡散が減少する冬季においては、自動車使用の抑制キャンペーンを強化する。 (参 考) 『低公害車の導入促進助成』< - 2 - 2 P42> 団体及び事業者が低公害車を購入する際に、助成を行う。	

### 3 事業所などによる大気汚染を防ぐ

計 画 事 業 名	区立施設における大気汚染の防止	計画事業 098
計画事業の内容	ボイラー燃料の良質燃料への転換や使用の抑制、低NOx型機器の導入などによって、区立施設における大気汚染の防止をはかる。	
14年度末における事業の実施状況	定期・日常保守点検を実施するとともに、排出ガスの監視を実施 既存施設の機器改修	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 現在、区立施設の新設・改築に当たっては、重油や灯油を燃料とする設備は採用していない。既存施設については、各主管課による中長期的視点から改修計画をたて、大気汚染防止を図っていく必要がある。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』行政の取組内容	『区立施設における大気汚染の防止』< - 2 - 3 P44> ボイラー燃料の良質燃料への転換や使用の抑制、低NOx型機器の導入などによって、区立施設における大気汚染の防止を図る。	





#### 4 光化学スモッグなどによる健康被害を防ぐ

計 画 事 業 名	光化学スモッグ発生予測、連絡体制の整備	計画事業 101
計画事業の内容	光化学スモッグ予測システムによって光化学スモッグ地域予測を行い、効率的な連絡体制を確立する。 光化学スモッグ注意報等の発令があった場合には、防災行政無線放送や区施設、薬局などの垂れ幕により周知し、自動車の使用の抑制や被害の防止をはかる。	
14年度末における事業の実施状況	光化学スモッグ緊急時の情報提供 ・防災行政無線屋外放送塔による情報提供 ・区施設・薬局に垂れ幕の掲出 ・区立学校等について、都ファクスを転送して連絡（14年度～）	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画（行政の具体的取組） 『事業名』 行政の取組内容	『光化学スモッグ発生連絡体制の整備』< - 2 - 4 P46> 光化学スモッグ注意報等の発令があった場合には、防災行政無線放送や区施設、薬局などの垂れ幕により周知し、自動車の使用の抑制や被害の防止を図る。 『炭化水素類の蒸発防止装置の設置指導』< - 2 - 4 P46> ガソリンスタンドの貯蔵タンクに燃料用揮発油等を受油する際に、蒸発した炭化水素類が空中に揮散して、光化学スモッグ発生の一要因となるため、東京都環境確保条例に基づき蒸発防止装置の設置指導を行う。	

計 画 事 業 名	健康被害等に対する対策の実施	計画事業 102
計画事業の内容	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく健康被害予防事業の実施や、光化学スモッグによる被害の場合は、「杉並区光化学スモッグ被害救急対策措置要綱」に基づく救急処置態勢をとることなどにより、大気汚染による健康被害の軽減をはかる。	
14年度末における事業の実施状況	光化学スモッグ被害対策 要綱に基づく被害届出 14年度なし 公害健康予防事業の実施 ・健康診査 ・ぜん息児水泳教室（杉十小温水プール） ・公害学級	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 光化学スモッグ対策については、被害発生時の適時的確な対応ができる態勢づくりを推進する。健康被害予防事業については、より効果的な取組みができるよう施策全体の見直しを行う。	
現行環境基本計画（行政の具体的取組） 『事業名』 行政の取組内容	『健康被害等に対する対策の実施』< - 2 - 4 P46> 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく健康被害予防事業の実施や、光化学スモッグによる被害の場合は、杉並区光化学スモッグ被害救急対策措置要綱に基づく救急処置態勢をとることなどにより、大気汚染による健康被害の軽減を図る。	

## 水質の汚濁を防ぐ

### 1 水質汚濁の状況を調べる

計 画 事 業 名	定期河川水質調査の実施	計画事業 103
計画事業の内容	神田川、善福寺川、妙正寺川などの9地点において、DO、BODなどの生活環境項目、カドミウム、シアンなどの健康項目及びその他の項目について、年4回の定期的な測定調査、分析を行い、河川汚濁防止のための基礎資料とする。	
14年度末における事業の実施状況	水質調査の実施(14年度) 妙正寺川1か所、善福寺川2か所、神田川2か所 各地点とも、年4回19項目について実施	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『定期河川水質調査の実施』< - 3 - 1 P48> 神田川、善福寺川、妙正寺川などの測定地点において、DO、BODなどの生活環境項目、カドミウム、シアンなどの健康項目およびその他の項目について、年4回の定期的な測定調査、分析を行い、河川汚濁防止のための基礎資料とする。	

計 画 事 業 名	地下水(井戸水)汚染調査の実施	計画事業 104
計画事業の内容	井戸水の利用者への飲用指導を行うため、区内の地下水(井戸水)の水質を検査し、汚染状況を調べる。 また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンなどの有機溶剤について地下水総合汚染調査を実施する。	
14年度末における事業の実施状況	地下水総合汚染調査の実施 ・地下水調査地点数(14年度) 28か所	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『地下水(井戸水)総合汚染調査の実施』< - 3 - 1 P48> 井戸水の利用者への飲用指導のため、区内の地下水(井戸水)の水質検査(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンなどの有機溶剤を含む)を実施し、汚染状況を調べる。	

## 2 事業所排水や家庭排水による水質汚濁を防ぐ

計画事業名	区立施設における水質汚濁の防止	計画事業 105
計画事業の内容	区役所庁舎や区立施設（学校を含む）において、生ごみや薬品類などの排水への混入防止の徹底や、洗剤の適量使用の推進などにより、水質汚濁の防止をはかる。	
14年度末における事業の実施状況	グリーストラップ（食堂）、ガソリントラップ（駐車場）の定期清掃、洗剤等の適量使用の実施 グリーストラップの改修（給食室） 14年度 1校	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 引き続き、調理室や図工室の改修時に実施していく。	
現行環境基本計画（行政の具体的取組） 『事業名』 行政の取組内容	『区立施設における水質汚濁の防止』< - 3 - 2 P50> 区役所庁舎や区立施設（学校を含む）において、生ごみや廃天ぷら油、薬品類の排水への混入防止の徹底や、洗剤の適量使用の推進などにより、水質汚濁の防止を図る。	

計画事業名	水質汚濁防止の指導の強化	計画事業 106
計画事業の内容	区内の下水道普及率はほぼ100%に達しているが、未敷設の地域については、「水質汚濁防止法」および「東京都公害防止条例」に基づき、水質汚濁防止のための指導を行う。	
14年度末における事業の実施状況	水質汚濁防止指導の実施	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画（行政の具体的取組） 『事業名』 行政の取組内容	『水質汚濁防止の指導の強化』< - 3 - 2 P50> 区内の下水道普及率はほぼ100%に達しているが、未敷設の地域については、水質汚濁防止法および東京都環境確保条例に基づき、水質汚濁防止のための指導の徹底を行う。	

計 画 事 業 名	合流式下水道の改善の要請	計画事業 107
計画事業の内容	下水道は、汚水と雨水とが別系統で処理される分流式が望ましいが、23区内の下水道はすべて合流式である。 そこで合流式下水道の分流式への転換や、下水道からの河川への溢水による河川汚濁の防止など、下水道の改善を要請していく。	
14年度末における事業の実施状況	都下水道局では従来からの合流式下水道の改善対策に加え、合流改善クイックプランを策定し推進しているが、整備には相当の費用と期間が必要な状況 下水の河川への流入防止を東京都に要請	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 引き続き、下水の河川への流入防止を都に要請する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『河川への汚水流入を防ぐ方策の検討』< - 3 - 2 P50> 東京都に分流式処理への改善や河川への汚水流入の防止措置を要請するとともに、住宅等の建築確認申請の受付時に、雨水浸透ます等の設置を要請する。また、公共施設においては、透水性舗装や透水性ブロック等の施工、雨水浸透施設の設置等を進める。 (参 考) 国・都等への要請事項 『合流式下水道の改善要請』<P136> 集中豪雨時等の下水の放出による、河川への汚水の流れ込みをなくす措置を講ずるよう要請する。	

計 画 事 業 名	生活廃水等による水質汚濁防止の啓発	計画事業 108
計画事業の内容	台所の生ゴミや廃天ぷら油などを排水溝に捨てないようにすることなど、区民、事業者に対して、水質汚濁を防止するための啓発を行う。	
14年度末における事業の実施状況	冊子、チラシ、パネル展等、啓発事業の実施	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『生活廃水等による水質汚濁防止の啓発』< - 3 - 2 P50> 台所の生ごみや廃天ぷら油、薬品類を排水溝に捨てないようにすることなど、区民・事業者に対して、水質汚濁を防止するための啓発を行う。	

## 騒音・振動を防ぐ

### 1 自動車・鉄道による騒音・振動を防ぐ

計画事業名	自動車走行騒音・振動測定調査の実施	計画事業 109
計画事業の内容	区内の主な道路において、引き続き自動車の走行によって生じる騒音・振動を測定し、自動車公害防止のための基礎資料とする。	
14年度末における事業の実施状況	主要幹線道路など23地点で年1回実施	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『自動車走行騒音・振動測定調査の実施』< - 4 - 1 P52> 区内の主な道路において、引き続き自動車の走行によって生じる騒音・振動を測定し、自動車公害防止のための基礎資料とする。	

計画事業名	幹線道路沿道整備事業の推進	計画事業 110
計画事業の内容	環状七号線及び環状八号線沿道において、道路交通騒音により生ずる障害の防止と、適切かつ合理的な土地利用をはかり、円滑な道路交通を確保して良好な市街地を形成することを目的に、幹線道路沿道整備事業を推進する。	
14年度末における事業の実施状況	環状七号線沿道整備事業は8年度から休止、環状八号線沿道整備事業は未着手	
事業の進捗状況	【ほとんど進まなかった】 事業内容は、幹線道路に並行する道路をカラー舗装化して、幹線道路から衛生環境の良い裏道へ歩行者を誘導するというものである。財政事情等によりカラー舗装を自粛しており、事業再開の予定はない。	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 当面、事業実施の予定はないが、継続事業として計画化	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『幹線道路沿道整備事業の推進』< - 4 - 1 P52> 環状七号線及び環状八号線沿道において、道路交通騒音により生ずる障害の防止と、適切かつ合理的な土地利用を図り、円滑な道路交通を確保して良好な市街地を形成することを目的に、幹線道路沿道整備事業を推進する。	

計 画 事 業 名	生活道路の通過交通対策の実施	計画事業 111
計画事業の内容	主要生活道路、主要区画道路、区画道路などの生活道路については、地域特性に配慮しながら、生活道路網の体系的整備を行い、原則として通過交通を排除していくことを基本として施策をすすめる。	
14年度末における事業の実施状況	通過交通を排除する骨格道路となる都市計画道路の整備を進めている。現在、荻窪駅南口の補助第131号線520mについて、17年度中の完成を目途に工事中。	
事業の進捗状況	【計画の半分程度進んだ】 生活道路網の体系的整備の一環として、骨格道路となる都市計画道路の整備を進めている状況である。	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 15年度末に策定される「区部における都市生活道路の整備方針」を基に、生活道路の整備基本方針の検討を行う。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『生活道路の通過交通対策の実施』< - 4 - 1 P52> 主要生活道路、主要区画道路、区画道路などの生活道路については、地域特性に配慮しながら、生活道路網の体系的整備を行い、原則として通過交通を排除していくことを基本とした施策をすすめる。	

計 画 事 業 名	鉄道騒音・振動の測定調査の実施	計画事業 112
計画事業の内容	JRなど、区内を走る鉄道5路線について定点測定を行い、鉄道騒音・振動防止のための基礎資料とする。	
14年度末における事業の実施状況	区内の鉄道のうち、4路線について定点測定を実施 騒音 8地点、年1回 振動 8地点、年1回 等価騒音レベルの測定 2地点	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 引き続き、調査を実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『鉄道騒音・振動の測定調査の実施』< - 4 - 1 P52> JRなど、区内を走る鉄道5路線について定点測定を行い、鉄道騒音・振動防止のための基礎資料とする。	

計 画 事 業 名	鉄道施設・車両の改善の要請	計画事業 113
計 画 事 業 の 内 容	鉄道騒音・振動の防止のため、鉄道事業者に対し、鉄道敷の改善やロング・レール化、車両構造の改善などを要請していく。	
14 年度末における事業の実施状況	鉄道事業者連絡会の開催 年 1 回	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 計画上、「国・都等への要請事項」として整理。鉄道事業者と区が連絡を取り合える環境を整備し、改善要請を図る。	
現行環境基本計画 (行政の具体的取組) 『事業名』 行政の取組内容	(参 考) 国・都等への要請事項 『鉄道施設、車両の改善の要請』<P137> 鉄道による騒音・振動公害を低減するため、鉄道施設や車両の低騒音型への改善を要請する。	

## 2 事業所・建設作業・生活の騒音・振動を防ぐ

計 画 事 業 名	騒音・振動防止の指導の強化	計画事業 114
計 画 事 業 の 内 容	「騒音規制法」、「振動規制法」および「東京都公害防止条例」の規定に基づき、事業所や建設作業などに対する騒音や振動防止の規制・指導を一層すすめる。	
14 年度末における事業の実施状況	法・条例に基づく届出時、完成時（建設作業は除く）、苦情処理時に規制・指導を実施 届出件数（14年度） 特定施設騒音 18件 振動 9件 特定建設騒音 218件 振動 115件 工場設置認可・変更認可（14年度） 4件	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画 (行政の具体的取組) 『事業名』 行政の取組内容	『騒音・振動防止の指導の強化』<- 4 - 2 P54> 騒音規制法、振動規制法および東京都環境確保条例の規定に基づき、事業所や建設作業などに対する騒音や振動防止の規制・指導を一層進める。	

計 画 事 業 名	近隣騒音・生活騒音防止の啓発	計画事業 115
計画事業の内容	カラオケ騒音などの近隣騒音・生活騒音を出さないよう、日常生活などで配慮すべきルールなどについて、啓発する。	
14年度末における事業の実施状況	苦情処理時に、騒音防止方法発生原因者に指導 苦情処理件数(14年度) 184件 普通騒音計の貸出(14年度) 47件	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『近隣騒音・生活騒音防止の啓発』< - 4 - 2 P54> カラオケ騒音などの近隣騒音・生活騒音を出さないよう、日常生活などで配慮すべきルールなどについて、啓発する。	

## その他の公害などを防ぐ

### 1 悪臭を防ぐ

計 画 事 業 名	悪臭防止の指導の強化	計画事業 116
計画事業の内容	「悪臭防止法」および「東京都公害防止条例」に基づき、事業所からの悪臭防止の規制・指導を一層すすめる。	
14年度末における事業の実施状況	工場設置・変更認可時や苦情処理時に規制・指導を実施 苦情処理件数(14年度) 184件	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『悪臭防止の指導の強化』< - 5 - 1 P56> 悪臭防止法および東京都環境確保条例に基づき、事業者に対する悪臭防止の規制・指導を一層進める。	

計 画 事 業 名	日常生活などにおける悪臭防止の啓発	計画事業 117
計画事業の内容	換気口からの排気や生ごみ、汚水の不適切な処理によって発生する悪臭を防止するため、区民や事業者に対して、適切な処理方法などの啓発をすすめる。	
14年度末における事業の実施状況	苦情処理時に、悪臭防止法や都環境確保条例に基づき、発生原因者を啓発・指導 苦情処理件数(14年度) 184件	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して実施する。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』 行政の取組内容	『日常生活などにおける悪臭防止の啓発』< - 5 - 1 P56> 換気口からの排気や生ごみ、汚水の不適切な処理によって発生する悪臭を防止するため、区民や事業者に対して、適切な処理方法などの啓発を進める。	



## 2 土壌汚染を防ぐ

計 画 事 業 名	土壌汚染防止の指導の強化	計画事業 118
計画事業の内容	「環境基本法」の土壌の汚染に係る環境基準や「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、事業所などに対する規制・指導を強めるとともに、「東京都環境保全型農業推進基本方針」に基づき、区内農業生産者団体などに対して、化学肥料や農薬をできる限り減らすように指導する。	
14年度末における事業の実施状況	工場、事業所の立入り時・苦情時などに指導・啓発を実施 有機農産物等の生産促進 有機農産物等の認証 14年度 2生産者	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 土壌汚染対策法の施行などを踏まえ、指導の強化を図る。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』行政の取組内容	『土壌汚染の有無の確認』< - 5 - 2 P58> 有害物質使用工場等廃止の届出があった際には、土壌汚染の有無について確認するよう指導する。 『土壌汚染防止の指導の強化』< - 5 - 2 P58> 土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、有害物質を扱っていた工場等の事業場の廃止時における土壌汚染の有無の確認・指導や届出及び汚染除去指導を強化する。 また、「東京都環境保全型農業推進基本方針」に基づき、区内農業生産者団体などに対して、化学肥料や農薬をできる限り減らすよう指導する。	

## 3 地盤沈下を防ぐ

計 画 事 業 名	地下水保全の指導の強化等	計画事業 119
計画事業の内容	「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」や「東京都公害防止条例」に基づき、地下水保全のための規制・指導を一層すすめる。 また、公共施設や民間における雨水浸透対策をすすめ、地下水のかん養をはかる。	
14年度末における事業の実施状況	地下水保全のための規制・指導 雨水流出抑制対策 ・公共施設における雨水浸透施設設置の推進 ・民間における抑制対策 実施計画書提出による指導 民間施設雨水流出抑制対策助成(14年度 助成33戸) ・私道・区道の透水性舗装の施行	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して指導を行うとともに、雨水浸透対策の推進を図る。	
現行環境基本計画(行政の具体的取組)『事業名』行政の取組内容	『地下水の揚水規制の強化等』< - 5 - 3 P60> 建築物地下水の採取の規制に関する法律や東京都環境確保条例に基づき、地下水保全のための規制・指導を一層進める。 また、公共施設や民間における雨水浸透対策を進め、地下水のかん養を図る。	

#### 4 電波障害などを防ぐ

計 画 事 業 名	中高層建築物等紛争予防の指導の強化	計画事業 120
計画事業の内容	「杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、日照障害、通風・採光障害、風害、電波障害などについての、建築主と近隣関係住民との間の紛争を予防し、または調整することによって、できる限り環境の保全をはかる。	
14年度末における事業の実施状況	中高層建築物の建築に伴う紛争の予防と調整に関する指導の実施	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【完了事業】 計画事業としては完了とし、引き続き、建築紛争の予防と調整を図る。	
現行環境基本計画 (行政の具体的取組) 『事業名』 行政の取組内容		

計 画 事 業 名	電波受信障害対策の要請	計画事業 121
計画事業の内容	電波受信障害のうち、原因者が特定できない、いわゆる複合障害については、負担のルールの確立をはじめ十分な制度が整っていないので、解決のための法制度の整備などについて国に要請する。	
14年度末における事業の実施状況	国に対して区長会として要請(9・11年度)	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【完了事業】 計画事業としては完了とし、引き続き情報の収集と提供を図り、国等への要請を行う。	
現行環境基本計画 (行政の具体的取組) 『事業名』 行政の取組内容		

計 画 事 業 名	石綿の適正処理の指導	計画事業 122
計画事業の内容	「大気汚染防止法」の石綿に係る規制基準および「東京都公害防止条例」に基づき、建物解体時などにおける石綿の飛散防止の規制・指導を行う。	
14年度末における事業の実施状況	適正処理を指導 14年度指導件数 13件	
事業の進捗状況	【概ね計画どおり進んだ】	
現行計画における事業の取扱い	【継続事業】 継続して指導するとともに、特殊建築物の定期報告制度を活用し、誘導していく。	
現行環境基本計画 (行政の具体的取組) 『事業名』 行政の取組内容	『石綿の適正処理の指導』< - 1 - 4 P38> 大気汚染防止法や東京都環境確保条例に基づき、建物解体時などにおける石綿の飛散防止の規制・指導を行う。	